



環境負荷物質リスト

目 次

1. 目 的	1
2. 用語の定義	1
3. 管理水準	1
4. 環境負荷物質	2
レベル1：含有禁止物質	2
レベル2：条件付含有禁止物質	4
5. 環境負荷物質の選定にあたって考慮した法規制等	5
【改定履歴】	6

第 1 2 版

2025年4月1日

 **澁谷工業株式会社**

メカトロ統轄本部

1. 目的

本リストは、澁谷工業株式会社 メカトロ統轄本部（以下、当統轄本部）が生産及び販売する製品を構成する資材（部品、材料、製品、副資材、消耗品等）に含有される化学物質について、含有禁止物質、条件付含有禁止物質及び適用除外項目を明確にするものです。

これらを当統轄本部内へ周知徹底及びお取引先様にご協力頂くことにより、製品の環境品質を向上させ、地球環境保全及び生態系に対する影響を軽減することを目的としております。

2. 用語の定義

(1) 意図的添加

特定の特性、外観または品質をもたらすために継続的な含有が望ましい場合に、資材の形成時に故意に使用することをいいます。

(2) 閾値（しきいち）

製品を構成する「単一の素材または部品」ごとに、その中に占める当該化学物質群の許容含有率を示し、物質の性状により濃度（ppm）または、重量比（wt%）で示す。「単一の素材または部品」とは、機械的に分離できない均質な材料からなる単位のことをいいます。

(3) 均質材料

プラスチック、ガラス、金属、合金、紙、ボード、樹脂、コーティングなど、機械的に分離できない状態の物質または材料のことをいいます。（機械的に分離できないとは、切断、破碎、粉碎及び研磨などの機械的な操作を施さなければ分離できないことをいいます。）

3. 管理水準

当統轄本部は、資材に含有する環境負荷物質を、以下に定義する2つのカテゴリに分けて管理しております。

レベル1「含有禁止物質」

人の健康あるいは生態系へ与える悪影響が著しいため、国内外の法規で使用禁止あるいは使用制限が行われている物質。当統轄本部では、資材への意図的添加を禁止しています。

レベル2「条件付含有禁止物質」

レベル1には該当しないが、国内外の法規で、資材への含有率（均質材料における重量比率）を指定数値以下にしなければいけない物質。当統轄本部では、段階的に適合させるものです。

4. 環境負荷物質

レベル1：含有禁止物質

	物質(群)名	主な用途
(1) 労働安全衛生法「製造が禁止される有害物」		
1	黄りんマッチ	マッチ
2	ベンジジン及びその塩	染料、硬化剤
3	4-アミノジフェニル及びその塩	顔料
4	石綿(アスベスト類)	絶縁体、充填剤、摩擦材、電気絶縁材、充填フィラー、顔料・塗料(タルク(滑石(石綿繊維状物質含有))として成分表示)、断熱材
5	4-ニトロジフェニル及びその塩	染料中間体
6	ビス(クロロメチル)エーテル	染料、顔料
7	β -ナフチルアミン及びその塩	染料、酸化防止剤中間体
8	ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤(希釈剤を含む。)の5%を超えるもの	ゴムのり
9	(1)2, 3若しくは5~7までに掲げる物をその重量の1%を超えて含有し、又は(1)4に掲げる物をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物	
(2) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律「第1種特定化学物質」		
1	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	コンデンサ、変圧器油、絶縁油等
2	ポリ塩化ナフタレン(塩素数が2以上のものに限る)	潤滑油、塗料、プラスチック安定剤(電気的特性・耐熱性、耐水性、殺菌性)、電気絶縁媒体、難燃剤
3	ヘキサクロロベンゼン	殺菌剤、防かび剤、防汚剤、合成中間体
4	アルドリン	木材用の防腐剤、防虫剤、かび防止剤、塗料(防腐・防虫・かび防止用に限る)
5	ディルドリン	木材用の防腐剤、防虫剤、かび防止剤、塗料(防腐・防虫・かび防止用に限る)
6	エンドリン	殺虫剤
7	DDT	木材用の防腐剤、防虫剤、かび防止剤、塗料(防腐・防虫・かび防止用に限る)
8	クロルデン類	殺虫剤、防虫剤、殺ダニ剤、接触毒性残留型薬剤、白蟻駆除剤等
9	ビス(トリブチルスズ)オキシド	防腐剤、かび防止剤、塗料(貝類、藻類、水中生物の付着防止用に限る)
10	N,N'-ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、N-トリル-N'-キシリル-パラ-フェニレンジアミン又はN,N'-ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン	ゴム老化防止剤、スチレンブタジエンゴム
11	2,4,6-トリ-ターシャリ-ブチルフェノール	酸化防止剤その他の調製添加剤(潤滑油用又は燃料油用のものに限る。)潤滑油
12	トキサフェン	殺虫剤、殺ダニ剤(農業用及び畜産用)
13	マイレックス	樹脂、ゴム、塗料、紙、織物、電気製品等の難燃剤、殺虫剤・殺蟻剤
14	ケルセン又はジコホル(p, p'体又はo, p'体)	防ダニ剤
15	ヘキサクロロブタ-1,3-ジエン	溶媒
16	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-ターシャリ-ブチルフェノール	紫外線劣化防止剤(紫外線吸収剤)
17	PFOS 又はその塩	撥水撥油剤、界面活性剤
18	PFOSF	PFOSの原料
19	ペンタクロロベンゼン	農薬、副生成物
20	α -ヘキサクロロシクロヘキサン	リンデンの副生成物
21	β -ヘキサクロロシクロヘキサン	リンデンの副生成物
22	γ -ヘキサクロロシクロヘキサン	農薬、殺虫剤

	物質(群)名	主な用途
23	クロルデコン	農薬、殺虫剤
24	ヘキサブロモビフェニル	難燃剤
25	テトラブロモジフェニルエーテル	難燃剤
26	ペンタブロモジフェニルエーテル	難燃剤
27	ヘキサブロモジフェニルエーテル	難燃剤
28	ヘプタブロモジフェニルエーテル	難燃剤
29	エンドスルファン又はベンゾエピン	農薬
30	ヘキサブロモシクロドデカン(HBCD)	繊維用難燃処理薬剤 難燃性 EPS 用ビーズ 防災生地・防災カーテン
31	ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル	防腐剤、防虫剤
32	ポリ塩化直鎖パラフィン(炭素数が10から13までのものであって、塩素の含有量が全重量の48%を超えるものに限る)	潤滑油、切削油、作動油、難燃剤、塗料
33	デカブロモジフェニルエーテル	難燃剤
34	PFOA 若しくはペルフルオロアルカン酸(構造が分枝であって、炭素数が八のものに限る。)又はその塩	撥水撥油剤、合成繊維・繊維処理剤
35	ペルフルオロオクタン酸関連物質	消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤
36	PFH _x S 若しくはペルフルオロ(アルカンスルホン酸)(構造が分枝であって、炭素数が6のものに限る。)又はこれらの塩	泡消火薬剤、金属めっき、織物、革製品及び室内装飾品、研磨剤及び洗浄剤、コーティング、含浸/補強材(湿気、真菌などからの保護用)、電子機器及び半導体の製造等
37	UV-328	紫外線吸収剤
38	メトキシシクロル	殺虫剤
39	デクロランプラス	難燃剤
(3) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律「第2種特定化学物質」		
1	トリクロロエチレン	金属洗浄用溶剤等
2	テトラクロロエチレン	フロン原料、金属、繊維洗浄用溶剤等
3	四塩化炭素	フロン原料、反応抽出溶剤等
4	トリフェニルスズ=N, N-ジメチルジチオカルバマート	漁網防汚剤船底塗料等
5	トリフェニルスズ=フルオリド	漁網防汚剤船底塗料等
6	トリフェニルスズ=アセタート	漁網防汚剤船底塗料等
7	トリフェニルスズ=クロリド	漁網防汚剤船底塗料等
8	トリフェニルスズ=ヒドロキシド	漁網防汚剤船底塗料等
9	トリフェニルスズ=脂肪酸塩(脂肪酸の炭素数が、9,10又は11のものに限る。)	漁網防汚剤船底塗料等
10	トリフェニルスズ=クロロアセタート	漁網防汚剤船底塗料等
11	トリブチルスズ=メタクリラート	漁網防汚剤船底塗料等
12	ビス(トリブチルスズ)=フマラート	漁網防汚剤船底塗料等
13	トリブチルスズ=フルオリド	漁網防汚剤船底塗料等
14	ビス(トリブチルスズ)=2,3-ジブロモスクシナート	漁網防汚剤船底塗料等
15	トリブチルスズ=アセタート	漁網防汚剤船底塗料等
16	トリブチルスズ=ラウラート	漁網防汚剤船底塗料等
17	ビス(トリブチルスズ)=フタラート	漁網防汚剤船底塗料等
18	アルキル=アクリラート・メチル=メタクリラート・トリブチルスズ=メタクリラート共重合体(アルキル=アクリラートのアルキル基の炭素数が8のものに限る。)	漁網防汚剤船底塗料等
19	トリブチルスズ=スルファマート	漁網防汚剤船底塗料等
20	ビス(トリブチルスズ)=マレアート	漁網防汚剤船底塗料等
21	トリブチルスズ=クロリド	漁網防汚剤船底塗料等

22	トリブチルスズ=ナフテナート	漁網防汚剤船底塗料等
23	トリブチルスズロジン塩	漁網防汚剤船底塗料等
24	NPE (アルキル基の炭素数が9のものに限る。)	工業用の界面活性剤
(4) オゾン層保護法「モントリオール議定書に基づく」		
1	CFC 類	コンプレッサ等の冷媒、発泡樹脂の発泡剤、洗浄剤、ハロゲンランプ (臭素化メチル使用)
2	1, 1, 1-トリクロロエタン	
3	四塩化炭素	
4	ハロン	消火器等の消火剤
5	HBFC 類	消火器等の消火剤
6	臭化メチル	殺菌剤、防かび剤、防汚剤、殺虫剤、防虫剤、除草剤、合成中間体、食糧くん蒸剤、土壌くん蒸剤
7	プロモクロロメタン	
8	HCFC 類	
9	HFC 類	

レベル 2 : 条件付含有禁止物質

各物質の適用除外用途は、RoHS 指令 Annex III、Annex IV に記載された内容に従うものとします。

	物質 (群) 名	閾 値	一般的な用途
(1) 2011/65/EU RoHS 指令			
1	カドミウム (Cd) / カドミウム化合物	0.01% 100ppm 以下	メッキ、ニッカド電池、装飾用塗料・インキ、光学ガラス・レンズの蛍光材、モータ・スイッチ・リレー等の電気接点、塩ビ安定剤、プラスチック安定剤
2	6 価クロム (Cr6+) / 6 価クロム化合物	0.1% 1000ppm 以下	金属のクロメート処理 (亜鉛メッキ、ダイカスト等)、アルマイト染料、黒色クロムメッキ、インキ・染料・塗料・顔料、電池、
3	鉛 (Pb) / 鉛化合物	0.1% 1000ppm 以下	はんだ、電極・リード端子のメッキ、ゴム硬化剤・加硫材、顔料・塗料、樹脂安定剤、黒色亜鉛メッキ、塩ビ電線被服コード
4	水銀 (Hg) / 水銀化合物	0.1% 1000ppm 以下	マンガン電池、水銀電池、ロータリコネクタ・リレーの接点、プラスチックの腐食防止剤、ランプ類の蛍光材料 (水銀ランプ・蛍光管・バックライト用 CCFL 等)
5	ポリ臭化ジフェニル (PBB)	0.1% 1000ppm 以下	プリント基板・樹脂等の難燃剤
6	ポリ臭化ジフェニルエーテル (PBDE)	0.1% 1000ppm 以下	プリント基板・樹脂等の難燃剤
7	フタル酸ビス (2-エチルヘキシル) (DEHP) (*2)	0.1% 1000ppm 以下	可塑剤
8	フタル酸ブチルベンジル (BBP) (*2)	0.1% 1000ppm 以下	可塑剤
9	フタル酸ジブチル (DBP) (*2)	0.1% 1000ppm 以下	可塑剤
10	フタル酸ジイソブチル (DIBP) (*2)	0.1% 1000ppm 以下	可塑剤

(*2) 医療機器、監視及び制御機器については 2021 年 7 月 22 日から適用する。その他の機器については 2019 年 7 月 22 日より適用する。

5. 環境負荷物質の選定にあたって考慮した法規制等

(1) 国内の法規制等

- ・「労働安全衛生法 第 55 条（製造等の禁止）」及び「労働安全衛生法施行令 第 16 条（製造等が禁止される有害物等）」
- ・「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 第 2 条第 2 項（第一種特定化学物質）、第 2 条第 3 項（第二種特定化学物質）」及び「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令 第 1 条（第一種特定化学物質）、第 2 条（第二種特定化学物質）」
- ・「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律 第 19 条（使用事業者の努力）」及び「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令 第 1 条（特定物質等）、別表」

(2) 海外の法規制等

- ・ EU RoHS 指令 (Directive2011/65EU) ;電気電子機器に含まれる特定有害化学物質の使用制限に関する欧州議会及び理事会指令

【改定履歴】

制定	：	2010年	2月	1日	第1版
改定	：	2015年	3月	3日	第2版
改定	：	2016年	3月	11日	第3版
改定	：	2019年	2月	26日	第4版
改定	：	2020年	3月	9日	第5版
改定	：	2021年	10月	22日	第6版
改定	：	2023年	9月	27日	第7版
改定	：	2024年	4月	22日	第8版
改定	：	2024年	9月	10日	第9版
改定	：	2025年	1月	10日	第10版
改定	：	2025年	2月	18日	第11版
改定	：	2025年	4月	1日	第12版

本リストは、予告なく改定する場合があります。

最新版につきましては、弊社ホームページを参照願います。

URL <https://www.shibuya.co.jp/outline/env.html>

発行部門 澁谷工業株式会社 メカトロ統轄本部
〒920-0054 石川県金沢市若宮 2-232

お問い合わせ先

◇ 生産本部 TEL 076-263-8112

◇ 医療機本部 TEL 076-262-2208